

協力協定・覚書等一覧

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
1	自治体間相互応援協定	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 同実施細目	平成8年2月16日 平成26年4月1日改定	東京23区	災対統括部	1・2	377
2	自治体間相互応援協定	災害時における城南5区相互応援協定書	平成7年12月1日	城南5区(品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区)	災対統括部	3	392
3	自治体間相互応援協定	災害時における相互応援協定書	平成17年 2月16日	調布市	災対統括部	4	394
4	自治体間相互応援協定	災害時における相互援助協定書 同実施細目	平成17年 2月16日 実施細目:平成25年2月7日	狛江市	災対統括部	5・6	396
5	自治体間相互応援協定	災害時における相互援助協定書 同実施細目	平成7年7月29日 実施細目:平成8年1月17日	群馬県川場村	災対区民支援部	7・8	399
6	自治体間相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定書	平成25年1月21日	熊谷市	災対統括部	9	402
7	自治体間相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定書	平成25年5月21日	つくば市	災対統括部	10	404
8	自治体間相互応援協定	大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定	平成25年11月15日	十日町市	災対統括部	11	406
9	自治体間相互応援協定	大規模災害時における世田谷区と高崎市との相互応援に関する協定	平成26年1月31日	高崎市	災対統括部	12	409
10	自治体間相互応援協定	災害時における相互応援協定書	平成26年3月25日	三鷹市	災対統括部	13	411
11	自治体間相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定書	平成26年10月26日	小山市	災対統括部	14	413
12	自治体間相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定書	平成27年1月29日	松本市	災対統括部	15	415
13	自治体間相互応援協定	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	令和2年4月1日	東京二十三区清掃一部事務組合	災対清掃・環境部	16	417
14	行政機関相互応援	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	世田谷警察署	災対土木部	17	421
15	行政機関相互応援	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	北沢警察署	災対土木部	17	421
16	行政機関相互応援	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	玉川警察署	災対土木部	17	421
17	行政機関相互応援	一般国道246号二子玉川ランプの使用に関する覚書	平成11年3月23日	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所	災対土木部、災対統括部	18	422
18	行政機関相互応援	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成20年10月31日	東京都下水道局南部下水道事務所	災対清掃・環境部	19	424
19	行政機関相互応援	災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年7月7日	東京都下水道局南部下水道事務所	災対地域本部(世田谷地域検討割り当て)	20	426
20	行政機関相互応援	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部(世田谷)	21	428
21	行政機関相互応援	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	北沢警察署	災対地域本部(北沢)	21	428
22	行政機関相互応援	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	玉川警察署	災対地域本部(玉川)	21	428
23	行政機関相互応援	災害時における遺体安置所に関する協定	平成18年11月21日	成城警察署	災対地域本部(砧) 災対地域本部(烏山)	21	428
24	行政機関相互応援	非常通信の運用に関する協定書	平成20年4月1日	世田谷消防署	災対統括部	22	431
25	行政機関相互応援	大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの利用に関する協定書	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部(世田谷)	23	433
26	行政機関相互応援	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成20年4月1日	世田谷消防署	災対統括部	24	435
27	行政機関相互応援	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成21年12月18日	玉川消防署	災対統括部	24	435
28	行政機関相互応援	世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書	平成21年12月18日	成城消防署	災対統括部	24	435
29	行政機関相互応援	災害時の情報交換に関する協定書	平成24年6月1日	関東地方整備局	災対統括部	25	437
30	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書 同実施細目	平成17年 12月14日 平成25年2月28日改定	世田谷区商店街連合会	災対物資管理部、災対区民支援部	26・27	439
31	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における米穀供給に関する協力協定	昭和54年6月4日 平成30年1月11日再締結	東京都米穀小売商業組合世田谷支部	災対物資管理部	28	443
32	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定 同実施細目(区立葎根公園内)	昭和63年7月29日	東京都水道局南部支所	災対地域本部(砧)	29	445
33	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定 同実施細目(都立祖師谷公園内)	平成9年8月1日	東京都水道局南部支所	災対地域本部(烏山)	29	445
34	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定 同実施細目(区立中町二丁目公園内)	平成12年4月1日	東京都水道局南部支所	災対地域本部(玉川)	29	445
35	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定 同実施細目(区立こどものひろば公園内)	昭和58年8月10日	東京都水道局南部支所	災対地域本部(世田谷)	29	445
36	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定	平成8年12月19日(平成21年12月11日再締結)	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部	水の供給: 災対物資管理部・災対地域本部(烏山地域検討割り当て)、入浴支援: 災対保健福祉部	30	447
37	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	平成20年11月25日	株式会社ジャパンビバレッジ東京	災対物資管理部	31	448

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
38	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における飲料の提供協力に関する協定書 別紙	平成20年11月25日	サントリービバレッジソリューション株式会社	災対物資管理部	31	448
39	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時等における飲料の提供に関する協定	平成24年2月29日	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災対物資管理部	31	448
40	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における燃料等の供給に関する協力協定	昭和56年6月19日(平成22年5月26日再締結)	東京都石油商業組合世田谷支部	災対物資管理部	32	450
41	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における燃料供給等の協力に関する協定書 同実施細目	令和2年7月29日	株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校	災対物資管理部	33・34	452
42	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定	昭和54年6月4日	世田谷燃料組合睦会	災対物資管理部	35	456
43	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定	昭和54年6月4日	玉川燃料組合	災対物資管理部	35	456
44	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定	平成8年12月19日(平成22年4月8日再締結)	一般社団法人東京都エルビーガス協会山ノ手支部	災対物資管理部	36	458
45	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における自転車等の供給に関する協力協定	平成14年2月8日	東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会	災対物資管理部	37	460
46	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における介護用品等の供給に関する協定	平成11年8月30日	フランスベッド株式会社	災対保健福祉部	38	462
47	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時等における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚食品株式会社	災対物資管理部	39	464
48	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時等における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚製菓株式会社	災対物資管理部	39	464
49	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	平成28年7月26日	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	災対物資管理部	40	467
50	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における輸送業務等の協力に関する協定	平成28年11月2日	ヤマト運輸株式会社	災対物資管理部	41	469
51	物資の供給(水・食糧・生活必需品等)	災害時における協力態勢に関する協定書	平成31年3月19日	穴戸コンクリート工業株式会社	災対地域本部(烏山)	42	472
52	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	アルフレッサ株式会社	災対医療衛生部	43	474
53	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	株式会社スズケン	災対医療衛生部	43	474
54	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	株式会社バイタルネット	災対医療衛生部	43	474
55	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	株式会社マルタケ	災対医療衛生部	43	474
56	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	株式会社メディセオ	災対医療衛生部	43	474
57	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書	平成26年3月28日	東邦薬品株式会社	災対医療衛生部	43	474
58	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成26年10月23日	佐藤商事株式会社	災対統括部	44	476
59	医療・施術の提供	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日(平成14年4月1日改定)	一般社団法人世田谷区医師会	災対医療衛生部	45	478
60	医療・施術の提供	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日(平成14年4月1日改定)	一般社団法人玉川医師会	災対医療衛生部	45	478
61	医療・施術の提供	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和54年11月5日(平成14年12月1日改定)	世田谷区薬剤師会	災対医療衛生部	46	481
62	医療・施術の提供	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	一般社団法人玉川医師会	災対地域本部(玉川)	47	484
63	医療・施術の提供	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	玉川消防署	災対地域本部(玉川)	47	484
64	医療・施術の提供	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日(平成14年10月1日改定)	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会	災対医療衛生部	48	486
65	医療・施術の提供	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日(平成14年10月1日改定)	公益社団法人東京都玉川歯科医師会	災対医療衛生部	48	486
66	医療・施術の提供	災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定	平成15年5月1日	世田谷区鍼灸師会	災対保健福祉部	49	489
67	医療・施術の提供	災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定	平成26年10月23日	公益社団法人世田谷区柔道整復師会	災対医療衛生部	50	490
68	医療・施術の提供	災害時の動物救護活動についての協定書	平成17年3月18日	公益社団法人 東京都獣医師会世田谷支部	災対医療衛生部	51	492
69	医療・施術の提供	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成26年2月12日	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	災対統括部	52	494
70	医療・施術の提供	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成26年2月12日	公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会	災対統括部	52	494
71	役務・サービスの提供	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合	災対土木部	53	496
72	役務・サービスの提供	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合	災対土木部	53	496
73	役務・サービスの提供	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合	災対土木部	53	496
74	役務・サービスの提供	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成16年10月15日(再締結平成28年4月1日)	一般社団法人 世田谷造園協力会	災対土木部	54	498
75	役務・サービスの提供	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	昭和54年11月5日	世田谷建設協同組合	災対土木部	55	500

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
76	役務・サービスの提供	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	平成3年8月27日	東京都自動車整備振興会世田谷支部	災対土木部	56	502
77	役務・サービスの提供	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	昭和55年2月8日	一般社団法人 東京都トラック協会世田谷支部	災対物資管理部	57	504
78	役務・サービスの提供	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	平成16年10月7日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	災対物資管理部	58	506
79	役務・サービスの提供	災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書	平成13年4月1日	アカギヘリコプター株式会社	災対物資管理部	59	508
80	役務・サービスの提供	災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書 同実施細目	平成18年3月28日 実施細目:平成19年6月29日	アマチュア無線クラブ三文字クラブ	災対統括部	60・61	510
81	役務・サービスの提供	災害時における情報提供協力等に関する協定書	平成19年1月15日	世田谷新聞販売同業組合	災対統括部、災対財政・広報部	62	514
82	役務・サービスの提供	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	株式会社ジェイコム東京 世田谷局 株式会社ジェイコム東京 調布局	災対財政・広報部	63	516
83	役務・サービスの提供	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	イツ・コミュニケーションズ株式会社	災対財政・広報部	63	516
84	役務・サービスの提供	災害時における支援協定書	平成18年5月31日	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	ヘリコプターによる人員・物資等搬送:災対物資管理部、バルーンシュルターの提供・設営:災対地域本部(烏山地域検討割り当て)、災対区民支援部	64	518
85	役務・サービスの提供	災害時における被災要介護者等への援助に関する協定	平成19年3月23日	世田谷区介護サービスネットワーク(介護事業者連絡会)	災対保健福祉部	65	520
86	役務・サービスの提供	災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定	平成19年3月23日	特定非営利活動法人 世田谷区聴覚障害者協会	災対保健福祉部	66	522
87	役務・サービスの提供	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	平成16年1月7日(平成25年3月28日改定)	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	67	524
88	役務・サービスの提供	災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定	平成15年7月28日	一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区	災対保健福祉部	68	526
89	役務・サービスの提供	災害時における法律相談に関する協定	平成13年5月30日	世田谷区法曹会	災対財政・広報部	69	528
90	役務・サービスの提供	災害時における理容活動に関する協定書	平成19年1月15日(平成22年5月24日再締結)	東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部	災対保健福祉部	70	530
91	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	株式会社東京設備	災対清掃・環境部	71	532
92	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	東京清掃株式会社	災対清掃・環境部	71	532
93	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	環境保全株式会社	災対清掃・環境部	71	532
94	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本衛生興業株式会社	災対清掃・環境部	71	532
95	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本環境衛生工業株式会社	災対清掃・環境部	71	532
96	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	有限会社丸一衛生興業	災対清掃・環境部	71	532
97	役務・サービスの提供	災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定	平成21年4月27日	東京都管工事工業協同組合	災対都市整備部	72	535
98	役務・サービスの提供	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	平成18年3月29日	世田谷害虫防除協同組合	災対医療衛生部	73	537
99	役務・サービスの提供	災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書	平成18年12月13日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災対地域本部、災対区民支援部	74	538
100	役務・サービスの提供	災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定	平成18年3月31日	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	災対統括部	75	540
101	役務・サービスの提供	多摩川増水時における避難者の移送に関する協定書	平成21年4月30日	国際自動車株式会社 世田谷	災対地域本部(玉川)	76	542
102	役務・サービスの提供	多摩川増水時における避難者の移送に関する協定書	平成21年4月30日	荏原交通株式会社	災対地域本部(玉川)	76	542
103	役務・サービスの提供	災害時における協力態勢に関する協定書	平成24年4月25日(平成24年7月1日改定)	株式会社世田谷サービス公社	帰宅困難者支援等:災対地域本部(玉川地域検討割り当て)、防災放送業務:災対財政・広報部	77	545
104	役務・サービスの提供	災害時における活動等に関する協定書	平成25年3月28日	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	災対保健福祉部	78	547
105	役務・サービスの提供	災害時における被災者への支援活動に関する協定	平成16年1月7日(平成25年3月28日改定)	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	79	549
106	役務・サービスの提供	災害時における衛星画像の提供に関する協定書	平成26年4月1日	日本スペースイメージング株式会社	災対統括部	80	551
107	役務・サービスの提供	災害時における情報発信等に関する協定	平成26年10月10日	ヤフー株式会社	災対統括部	81	553
108	役務・サービスの提供	行政告知放送の送信に関する覚書	平成26年10月23日	株式会社ジェイコム東京	災対統括部	82	555
109	役務・サービスの提供	ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書	平成27年2月20日	イツ・コミュニケーションズ株式会社	災対統括部	83	559
110	役務・サービスの提供	震災時の避難所の応急対策業務等に関する協定	平成27年11月9日	東京都世田谷塗装工業会	災対教育部	84	562
111	役務・サービスの提供	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	平成28年1月27日	世田谷リサイクル協同組合	災対物資管理部	85	564
112	役務・サービスの提供	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 同実施細目	平成28年9月19日 実施細目:同日	株式会社ゼンリン	災対統括部	86	566

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
113	役務・サービスの提供	災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 同実施細目	平成28年11月4日 実施細目:同日	東京世田谷電設工業 協同組合	災対都市整備部、災対土木部	87・88	570
114	役務・サービスの提供	災害時における小型無人航空機(ドローン)による情報収集に関する協定書	平成29年12月12日	特定非営利活動法人ク ライシスマッパーズ・ ジャパン	災対統括部	89	573
115	役務・サービスの提供	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	平成30年8月30日	一般社団法人 建築物 石綿含有建材調査者 協会	災対清掃・環境部	90	575
116	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人 東京環 境保全協会	災対清掃・環境部	91	577
117	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同 組合	災対清掃・環境部	92	581
118	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社 京業興業	災対清掃・環境部	93	585
119	役務・サービスの提供	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社 太陽油化	災対清掃・環境部	94	589
120	役務・サービスの提供	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同 組合	災対清掃・環境部	95	593
121	役務・サービスの提供	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人 東京環 境保全協会	災対清掃・環境部	96	597
122	役務・サービスの提供	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人 東京都 中小建設業協会	災対清掃・環境部	97	601
123	役務・サービスの提供	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人 東京都 産業資源循環協会	災対清掃・環境部	98	605
124	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成19年3 月6日	駒澤大学	災対地域本部(世田谷)	99	609
125	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成27年4 月1日	日本大学文理学部	災対地域本部(北沢)	99	609
126	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書	平成18年3月22日	学校法人 産業能率大 学	災対地域本部(玉川)	99	609
127	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成29年7 月14日	日本大学商学部	災対地域本部(砧)	99	609
128	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日(平 成27年3月31日一部 改定) 実施細目:平成27年3 月31日	日本体育大学	災対地域本部(玉川)	99	609
129	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書	平成23年7月19日	学校法人成城学園	災対地域本部(砧)	99	609
130	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書	平成25年2月5日	学校法人多摩美術大 学	災対地域本部(玉川)	99	609
131	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成20年1 月4日 (改定:平成28年7月 29日)	学校法人 昭和女子大 学	災対地域本部(世田谷)	100	612
132	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成28年7月26日改 定 実施細目:平成28年7 月26日 (平成20年3月26日当 初締結)	学校法人 国士館大学	災対地域本部(世田谷)	101	614
133	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書	平成29年5月1日 実施細目:同日	東京農業大学	災対地域本部(世田谷)	102	616
134	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成29年12月19日	株式会社ティップネス 喜多見店	災対地域本部(砧)	03・10	618
135	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 (再締結:平成29年6 月23日) 実施細目:平成18年6 月1日 (再締結:平成29年6 月23日)	学校法人 二階堂学園	災対地域本部(烏山)	105	622
136	施設・用地の提供(大学・高校等)	洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書	平成17年10月6日	学校法人 聖ドミニコ学 園	災対地域本部(砧)	106	624
137	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年3月10日	都立世田谷泉高等学 校	災対地域本部(烏山)	107	626
138	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立桜町高等学 校	災対地域本部(玉川)	107	626
139	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立千歳丘高等学 校	災対地域本部(砧)	107	626
140	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立深沢高等学 校	災対地域本部(玉川)	107	626
141	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立松原高等学 校	災対地域本部(北沢)	107	626
142	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日(平 成26年3月1日駐車場 所の使用について追加 協定あり)	都立園芸高等学 校	災対地域本部(玉川)	107	626
143	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書 同実施細目	平成17年3月8日 実施細目:平成28年3 月28日	都立芦花高等学 校	災対地域本部(烏山)	108	628
144	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成20年5月19日	都立総合工科高等学 校	災対地域本部(砧)	108	628

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
145	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成24年6月15日	都立世田谷総合高校	災対地域本部(砧)	108	628
146	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人筑波大学	災対地域本部(世田谷)	109	630
147	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人東京学芸大学	小・中学校: 災対地域本部(玉川) 高校: 災対地域本部(世田谷)	110	632
148	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書	平成12年12月20日	東京都市大学	災対地域本部(玉川)	111	634
149	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目: 平成18年10月1日	学校法人世田谷学園	災対地域本部(世田谷)	112	636
150	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目: 平成18年5月1日	学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校	災対地域本部(北沢)	113	638
151	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日(平成29年3月21日再締結) 実施細目: 平成18年6月1日(平成29年3月21日再締結)	学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校	災対地域本部(北沢)	113	638
152	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目: 平成18年5月1日	学校法人 日本学園	災対地域本部(北沢)	113	638
153	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目: 平成18年6月1日	日本大学櫻丘高等学校	災対地域本部(北沢)	113	638
154	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目: 平成18年6月29日	学校法人 松蔭学園	災対地域本部(北沢)	113	638
155	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年4月1日 実施細目: 平成18年4月1日	学校法人 駒場学園	災対地域本部(北沢)	113	638
156	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成23年12月12日	学校法人大東学園	災対地域本部(砧)	113	638
157	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定書 同実施細目	平成24年12月14日 (同実施細目)	学校法人 調布学園	災対地域本部(玉川)	113	638
158	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成27年3月30日 実施細目: 平成27年7月1日	駒澤大学高等学校	災対地域本部(玉川)	113	638
159	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成27年10月23日 実施細目: 平成27年10月23日	専修学校 日本菓子専門学校	災対地域本部(玉川)	114	641
160	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成19年10月26日	学校法人 国際聖マリア学園 セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	災対地域本部(玉川)	115	643
161	施設・用地の提供(大学・高校等)	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日(平成25年5月31日再締結)	都立光明学園	災対保健福祉部	116	645
162	施設・用地の提供(大学・高校等)	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立青鳥特別支援学校	災対保健福祉部	116	645
163	施設・用地の提供(大学・高校等)	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日(平成22年4月1日再締結)	都立久我山青光学園	災対保健福祉部	116	645
164	施設・用地の提供(大学・高校等)	指定緊急避難場所等施設利用に関する協定	令和2年9月25日	東京都市大学	災対地域本部(玉川)	117	647
165	施設・用地の提供(大学・高校等)	指定緊急避難場所等施設利用に関する協定	令和2年10月12日	都立園芸高校	災対地域本部(玉川)	118	651
166	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所の開設に関する協定	平成26年2月12日	三田国際学園中学校・高等学校	災対地域本部(玉川)	119	655
167	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所の開設に関する協定	平成26年2月12日	佼成学園女子中学高等学校	災対地域本部(烏山)	120	657
168	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所の開設に関する協定	平成26年10月23日	目黒星美学園中学高等学校	災対地域本部(砧)	121	659
169	施設・用地の提供(大学・高校等)	避難所の開設に関する協定	平成31年3月27日	玉川聖学院中等部・高等部	災対地域本部(玉川)	122	661
170	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力等に関する協定	平成27年3月31日	世田谷ボランティア協会、日本体育大学	災対保健福祉部	123	663
171	施設・用地の提供(大学・高校等)	学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書	平成28年1月27日	東邦大学	災対統括部 災対保健福祉部、災対医療衛生部	124	665
172	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力等に関する協定	平成28年7月26日	学校法人 国士館、世田谷ボランティア協会	災対地域本部(世田谷)	125	666
173	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力等に関する協定	平成28年7月29日	学校法人 昭和女子大学、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	126	668
174	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力等に関する協定	平成29年6月23日	学校法人 二階堂学園、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	127	670
175	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力等に関する協定	平成29年7月14日	日本大学商学部、世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	128	672
176	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成11年8月2日(平成20年4月1日改定・平成24年8月改定)	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	災対保健福祉部	129	674
177	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成16年6月30日	社会福祉法人 正吉福祉会	災対保健福祉部	129	674

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
178	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年2月28日	社会福祉法人 老後を幸せにする会	災対保健福祉部	129	674
179	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年3月23日	社会福祉法人 南山会	災対保健福祉部	129	674
180	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年3月28日	社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団	災対保健福祉部	129	674
181	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 東京有隣会	災対保健福祉部	129	674
182	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 康和会	災対保健福祉部	129	674
183	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 古木会	災対保健福祉部	129	674
184	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成24年12月1日改定)	社会福祉法人 友愛十字会	災対保健福祉部	129	674
185	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 敬心福祉会	災対保健福祉部	129	674
186	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 奉優会	災対保健福祉部	129	674
187	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 敬寿会	災対保健福祉部	129	674
188	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 寿心会	災対保健福祉部	129	674
189	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 大三島育徳会(高齢者施設)	災対保健福祉部	129	674
190	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人 大三島育徳会(障害者施設)	災対保健福祉部	129	674
191	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改定)	社会福祉法人 泉会	災対保健福祉部	129	674
192	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成23年11月1日改定)	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	災対保健福祉部	129	674
193	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成19年11月1日改定、平成20年4月1日改定、平成22年4月1日改定)	社会福祉法人 武蔵野会	災対保健福祉部	129	674
194	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改定)	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	災対保健福祉部	129	674
195	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成24年11月1日改定)	社会福祉法人 せたがや櫻の木会	災対保健福祉部	129	674
196	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	災対保健福祉部	129	674
197	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成23年4月1日	社会福祉法人 七日会	災対保健福祉部	129	674
198	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年4月25日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	129	674
199	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年4月25日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	129	674
200	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年10月11日	株式会社アライブメディケア	災対保健福祉部	129	674
201	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	特定非営利活動法人 せたがや白梅	災対保健福祉部	129	674
202	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	129	674
203	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年12月1日	株式会社ツクイ	災対保健福祉部	129	674
204	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人嬉泉	災対保健福祉部	129	674
205	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人はる	災対保健福祉部	129	674
206	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人藍	災対保健福祉部	129	674
207	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年4月1日	トラストガーデン株式会社	災対保健福祉部	129	674
208	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年4月1日	トラストガーデン株式会社	災対保健福祉部	129	674
209	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年7月10日	株式会社ニチケアパレス	災対保健福祉部	129	674
210	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定書の一部を変更する協定書	平成25年7月10日	株式会社ニチケアパレス	災対保健福祉部	129	674
211	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成26年12月1日	社会福祉法人緑風会(特別養護老人ホーム エリザベート成城)	災対保健福祉部	129	674
212	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成27年8月1日	株式会社ベネッセスタイルケア	災対保健福祉部	129	674
213	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成28年3月1日	三井住友海上ケアネット株式会社	災対保健福祉部	129	674
214	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年4月1日	株式会社 ジヴィエク	災対保健福祉部	129	674
215	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年4月1日	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	災対保健福祉部	129	674
216	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年5月1日	株式会社サンケイビルウエルケア	災対保健福祉部	129	674

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
217	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定書の一部を変更する協定書	平成30年6月1日	株式会社 ニチイケアパレス	災対保健福祉部	129	674
218	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年2月28日	社会福祉法人 老後を幸せにする会	災対保健福祉部	129	674
219	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年9月1日	シマダリビングパートナーズ株式会社	災対保健福祉部	129	674
220	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年10月1日	社会福祉法人 青藍会	災対保健福祉部	129	674
221	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年4月25日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	129	674
222	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年1月1日	東急ウェルネス株式会社	災対保健福祉部	129	674
223	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成11年8月2日(平成20年4月1日改定・平成24年8月改定)	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	災対保健福祉部	129	674
224	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	NPO法人はあとせたがや	災対保健福祉部	129	674
225	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	社会福祉法人楽晴会	災対保健福祉部	129	674
226	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成27年8月1日	株式会社ベネッセスタイルケア	災対保健福祉部	129	674
227	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年12月1日	社会福祉法人奉優会	災対保健福祉部	129	674
228	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年5月1日	株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション	災対保健福祉部	129	674
229	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年8月1日	社会福祉法人 恵神会	災対保健福祉部	129	674
230	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	一般財団法人 脳神経疾患研究所	災対保健福祉部	129	674
231	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人 常盤会	災対保健福祉部	129	674
232	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人 ケアネット	災対保健福祉部	129	674
233	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年2月1日	社会福祉法人 緑樹会	災対保健福祉部	129	674
234	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定書の一部を変更する協定書	平成29年9月1日	シマダリビングパートナーズ株式会社	災対保健福祉部	129	674
235	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人 南東北福祉事業団	災対保健福祉部	129	674
236	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人 さわかか会	災対保健福祉部	129	674
237	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	災対保健福祉部	129	674
238	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改定)	社会福祉法人 泉会	災対保健福祉部	129	674
239	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年3月1日	社会福祉法人 いたるセンター	災対保健福祉部	129	674
240	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	東京中央農業協同組合	災対区民支援部	130	680
241	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	世田谷目黒農業協同組合	災対区民支援部	130	680
242	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における応急対策業務に関する協定書 同実施細目	(再協定) 平成26年5月13日 (廃止済) 平成10年3月2日 (実施細目:平成14年9月10日)	世田谷区建設団体防災協議会	災対都市整備部 (応急仮設住宅の建設に関する こと) (収容施設及びその他の区施設の 応急補修に関すること) 災対土木部(救出救助活動、道 路啓開活動に限る)	31・13	682
243	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書	平成29年4月21日	日本郵便株式会社 世田谷郵便局 千歳郵便局 成城郵便局 玉川郵便局 エリアマネジメント局 西南部地区連絡会	連絡担当:災対地域本部(世田谷) 二輪車提供、物資集積用地提供: 災対物資管理部 その他:災対統括部	133	686
244	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	平成29年4月21日	日本郵便株式会社 世田谷郵便局	災対地域本部(世田谷)	134	689
245	施設・用地の提供(民間・社福等)	避難所施設利用に関する協定書	平成26年6月1日	日本郵政株式会社 宿泊事業部	災対地域本部(砧)	135	691
246	施設・用地の提供(民間・社福等)	避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定 同実施細目	令和2年3月19日 実施細目:令和2年3月19日	宗教法人 北澤八幡神社、代沢中町会	災対地域本部(北沢)	36・13	693
247	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書	平成10年8月24日	公益財団法人せたがや文化財団	災対地域本部(砧)	138	697
248	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における世田谷区立世田谷文化生活情報センターの利用に関する覚書	平成10年8月24日	公益財団法人せたがや文化財団	災対本部バックアップ施設:災対統括部、一時避難場所提供等: 災対地域本部(世田谷)	139	699
249	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成26年1月24日	東洋ドライループ株式会社	災対地域本部(北沢)	140	701
250	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時の協力態勢に関する協定書	平成26年5月30日	東京中央農業協同組合	災対地域本部(烏山)	141	703
251	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定	平成28年1月27日	社会福祉法人 東京育成園	災対保健福祉部、災対地域本部(世田谷)	142	705
252	施設・用地の提供(民間・社福等)	水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書	平成28年2月23日	宗教法人 氷川神社	災対地域本部(砧)	143	707

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
253	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成28年3月31日	株式会社ルネサンス	災対地域本部(世田谷)	144	709
254	施設・用地の提供(民間・社福等)	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成28年3月31日	二子玉川ライズ協議会	災対玉川地域本部	145	711
255	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	鎌田南睦会	災対地域本部(砧)	146	713
256	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	八幡山町会	災対地域本部(烏山)	146	713
257	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	北沢4丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
258	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月28日	奥沢交和会	災対地域本部(玉川)	146	713
259	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月28日	尾山台三丁目町会	災対地域本部(玉川)	146	713
260	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年4月2日	北沢2丁目協和会	災対地域本部(北沢)	146	713
261	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年6月8日	下馬二丁目北町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
262	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年6月25日	桜丘一丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
263	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年8月15日	下馬五丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
264	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年9月21日	千駄山町会	災対地域本部(烏山)	146	713
265	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年10月24日	公社・祖師谷住宅自治会	災対地域本部(砧)	146	713
266	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年11月21日	世田谷二丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
267	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年3月26日	下代田西町会	災対地域本部(北沢)	146	713
268	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年3月26日	桜上水5丁目自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
269	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年5月13日	上馬・駒沢明和会	災対地域本部(世田谷)	146	713
270	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年6月19日	大蔵住宅自治会	災対地域本部(砧)	146	713
271	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年9月8日	野沢三丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
272	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年12月10日	宮坂一・二丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
273	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年12月19日	等々力三和会	災対地域本部(玉川)	146	713
274	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月16日	祖師谷橋自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
275	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月16日	上祖師谷自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
276	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月19日	成城団地自治会	災対地域本部(砧)	146	713
277	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	北沢5丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
278	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	豪徳寺1丁目山下自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
279	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	松原2丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
280	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	玉川田園調布会	災対地域本部(玉川)	146	713
281	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	協和会	災対地域本部(玉川)	146	713
282	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	玉堤町会	災対地域本部(玉川)	146	713
283	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	上野毛町会	災対地域本部(玉川)	146	713
284	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	桜新町親和会	災対地域本部(玉川)	146	713
285	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月15日	祖師谷3丁目南町会	災対地域本部(砧)	146	713
286	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月16日	藤自治会	災対地域本部(砧)	146	713
287	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月16日	フレール西経堂自治会	災対地域本部(砧)	146	713
288	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年10月20日	上馬北部町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
289	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年11月10日	野沢2丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
290	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	赤堤1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
291	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	大原北町会	災対地域本部(北沢)	146	713
292	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	根津山会	災対地域本部(北沢)	146	713
293	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年12月2日	代田自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
294	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年12月16日	宮坂三丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
295	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年1月26日	等々力6丁目町会	災対地域本部(玉川)	146	713
296	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年5月13日	太子堂本町会	災対地域本部(世田谷)	146	713

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
297	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年8月12日	宇奈根町会	災対地域本部(砧)	146	713
298	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年9月1日	太子堂下ノ谷町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
299	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年12月21日	上北沢町会	災対地域本部(烏山)	146	713
300	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年1月13日	尾山台町会	災対地域本部(玉川)	146	713
301	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年3月25日	親和会	災対地域本部(烏山)	146	713
302	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年3月30日	梅丘1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
303	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年9月2日	太子堂4丁目西山町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
304	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年10月19日	若林町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
305	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年10月24日	深友会	災対地域本部(玉川)	146	713
306	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年11月25日	下代田東町会	災対地域本部(北沢)	146	713
307	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月6日	豪徳寺1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
308	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月13日	祖師谷住宅自治会	災対地域本部(砧)	146	713
309	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月20日	玉川町会	災対地域本部(玉川)	146	713
310	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年1月13日	梅丘2・3丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
311	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年1月30日	喜多見中部町会	災対地域本部(砧)	146	713
312	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年2月1日	太子堂二丁目大塚町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
313	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年2月3日	太子堂三軒茶屋町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
314	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年3月30日	豪徳寺二丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
315	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年5月31日	代沢中町会	災対地域本部(北沢)	146	713
316	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年6月5日	希望ヶ丘団地自治会	災対地域本部(砧)	146	713
317	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年6月25日	代沢2丁目北町会	災対地域本部(北沢)	146	713
318	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年8月1日	池尻団地自治会	災対地域本部(世田谷)	146	713
319	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年8月3日	祖師谷第2自治会	災対地域本部(砧)	146	713
320	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年10月1日	祖師谷千歳台自治会	災対地域本部(砧)	146	713
321	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年11月25日	上馬東町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
322	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年12月18日	世田谷東町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
323	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年2月28日	千歳台睦町会	災対地域本部(砧)	146	713
324	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年2月28日	代沢五丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
325	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年3月28日	代沢5丁目東町会	災対地域本部(北沢)	146	713
326	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年3月28日	代沢4丁目西町会	災対地域本部(北沢)	146	713
327	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年10月23日	三軒茶屋町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
328	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年1月16日	船橋四丁目住宅自治会	災対地域本部(砧)	146	713
329	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年3月12日	上北沢1丁目自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
330	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年3月12日	都営八幡山アパート自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
331	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年9月6日	馬事公苑ハイム	災対地域本部(玉川)	146	713
332	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年12月25日	松原1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
333	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年12月25日	松原5・6丁目自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
334	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年9月4日	桜上水2丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
335	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年6月4日	石井戸会	災対地域本部(砧)	146	713
336	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年10月21日	北沢2丁目南町会	災対地域本部(北沢)	146	713
337	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年10月21日	北沢3・4丁目西町会	災対地域本部(北沢)	146	713
338	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年2月8日	北沢1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
339	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年3月16日	松原三・四丁目自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
340	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年9月9日	代田南町会	災対地域本部(北沢)	146	713

番号	分類	協定名	締結年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
341	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年11月7日	あやめ会	災対地域本部(烏山)	146	713
342	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年11月7日	パークアベニュー芦花公園自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
343	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年12月27日	児ヶ谷会	災対地域本部(烏山)	146	713
344	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年1月30日	烏山松葉通住宅自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
345	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年3月1日	喜多見北部町会	災対地域本部(砧)	146	713
346	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年3月9日	烏山北住宅自治会	災対地域本部(烏山)	146	713
347	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年7月19日	池尻西町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
348	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年7月13日	千歳台南会	災対地域本部(砧)	146	713
349	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年5月23日	北沢中央自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
350	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年11月5日	給田西住宅管理組合	災対地域本部(烏山)	146	713
351	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年11月13日	桜上水1丁目町会	災対地域本部(北沢)	146	713
352	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成31年2月4日	下馬6丁目町会	災対地域本部(世田谷)	146	713
353	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和元年9月25日	都営桜上水3丁目アパート自治会	災対地域本部(北沢)	146	713
354	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和2年2月18日	下馬新生自治会	災対地域本部(世田谷)	146	713
355	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和2年2月18日	野沢一丁目明朗会	災対地域本部(世田谷)	146	713

〔資料協定第1〕

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていは応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき本部が行った支援活動及び、本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への応援職員の派遣
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
 - ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への救援物資の提供
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

- ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力
上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供
その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
 - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

千代田区長

中央区長

文京区長

台東区長

墨田区長

江東区長

品川区長

目黒区長

大田区長

世田谷区長

渋谷区長

中野区長

港区長

新宿区長

杉並区長

豊島区長

北区長

荒川区長

板橋区長

練馬区長

足立区長

葛飾区長

江戸川区長

※ 「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し、（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による当該区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ③ ②による当該区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が二次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場所は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において、二次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

- (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

8 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援 に関する実施細目(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- (1) 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部(以下、「本部」という。)若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- (2) 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- (3) 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料の提供

- (1) 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- (2) 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- (3) 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援 に関する実施細目（協定第5条第2号関係）

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運搬車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を運搬するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他、避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報
 - ③ 交通機関の状況
 - ④ その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において、給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入れ希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入れ施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目 (協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

災害要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害要援護者の救援に関し、車いす、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

※ 「二次避難所」は「福祉避難所」に読み替える。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目 (協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目
(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

〔資料協定第3〕

災害時における城南5区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区（以下「城南5区」という。）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 備蓄品による応急物資、資材の供給
- (2) 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
- (3) 避難所における避難住民の受け入れと救援
- (4) 物資集積所等の後方支援基地の提供
- (5) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（応援の調整）

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

（緊急応援）

第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議

を行うものとする。

(連絡会の設置)

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、城南5区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

(協議)

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南5区間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書5通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長

目黒区長

大田区長

世田谷区長

渋谷区長

〔資料協定第4〕

災害時における相互応援協定書

調布市(以下「甲」)と世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援

を開始することができる。

- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

調 布 市 長

世 田 谷 区 長

〔資料協定第5〕

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援

を開始することができる。

- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛江市長

世田谷区長

〔資料協定第6〕

災害時における相互応援に関する実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、狛江市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）が締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の相互利用)

第2条 協定第2条第1項第4号に規定する被災者を一時収容するための施設（以下「避難所等」という。）は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。

- (1) 狛江市立狛江第三小学校 狛江市猪方一丁目11番1号
- (2) 狛江市立狛江第五小学校 狛江市東野川一丁目35番13号
- (3) 狛江市立狛江第六小学校 狛江市駒井町一丁目21番1号
- (4) 狛江市立狛江第四中学校 狛江市東野川四丁目1番1号
- (5) 喜多見ふれあい広場 世田谷区喜多見九丁目25番
- (6) 世田谷区立喜多見中学校 世田谷区喜多見四丁目20番1号

2 前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

(住民交流)

第3条 甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。

(情報連絡体制の強化)

第4条 甲及び乙は、協定第2条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。

- (1) 狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換
- (2) 平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換
- (3) 定期的な通信訓練
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

(有効期間)

第5条 この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成25年2月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区長

〔資料協定第7〕

災害時における相互援助協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と川場村（以下「乙」という。）とは区民健康村相互協力協定の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に援助協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、応急対策等に必要な物資、機材（以下「応急物資」という。）、及び職員等について自ら十分な調達ができないときは、連絡担当課を通じて、相手方に対し、必要事項を示して援助を要請するものとする。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応急物資を供給し、応援職員等を派遣するものとする。

（援助内容）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する援助内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 被災者の収容のための施設
- (4) その他応急対策用資機材及び応援職員等

（応急物資等の輸送）

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送は、援助する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

（連絡担当課）

第6条 相互援助のための連絡担当課（甲においては企画部区民健康村室、乙においては企画課）は、年1回の連絡会議を開くこととし、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（ボランティアへの支援）

第7条 甲及び乙は、区民健康村相互協力協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

（啓発事業への協力）

第8条 甲及び乙は、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第9条 供給援助に要した経費（輸送費を含む。）の負担は、双方協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年7月29日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成7年7月29日

世田谷区長

川場村長

立会人

立会人

世田谷区議会議長

川場村議会議長

※第6条中「企画部区民健康村室」は「生活文化政策部区民健康村・ふるさと交流課」に組織改正

〔資料協定第8〕

災害時における相互援助協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、世田谷区と川場村とによる災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)第6条及び第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 援助の要請手段は、口頭、電話又は電信によるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なときで、援助を要する状況であることが判明したときは、要請があったものと同様とする。

(要請内容)

第3条 要請する援助内容は、協定第4条に掲げるものの品名、数量、援助の場所及び援助場所への経路、援助の期間、その他必要事項とする。

(援助内容)

第4条 援助物資については、その供給可能一覧を毎年4月1日現在で作成し、相互に交換し保管するものとする。

(連絡担当課)

第5条 協定第7条により世田谷区及び川場村は、相互援助の連絡担当課の担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 年1回の連絡会議は、連絡担当課の他に防災担当課が参加するものとし、相互に連絡調整を行うものとする。

(その他)

第6条 この実施細目は、第5条に定める連絡担当課及び防災担当課が年1回協議し、見直しを行うものとする。

以上の細目を確認する。

平成8年1月17日

世田谷区
区長

川場村
村長

大規模災害時における相互応援に関する協定

熊谷市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応急措置を実施する応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な対策等が実施できない場合において、甲乙間の相互応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

（応援経費の負担）

第4条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 救援及び救援活動並びに応急復旧作業に従事する職員に係る経費 応援を行う者

(2) 被災者を一次収容するための施設の提供に要する経費 応援を行う者

(3) 前2号に掲げるもの以外の応援に要する経費 応援を受ける者

2 前項の規定にかかわらず、法令等に応援に要する経費の負担者に関する規定があるときは、当該規定に従って応援に要する経費の負担者を定めるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月21日

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

甲 熊谷市
熊谷市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区
世田谷区長

大規模災害時における相互応援に関する協定

つくば市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急の復旧（以下「応急復旧」という。）等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請の理由
- (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職員の人数及びその職種
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における

被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。

2 救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事した職員が負傷した場合の応急手当に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。

3 前項の職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、被災自治体が負担するものとする。

(災害補償に係る手続き)

第6条 応援に従事する職員の災害補償に係る手続きは、応援自治体において処理するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月21日

茨城県つくば市荻間2530番地2(研究学園D32街区2画地)

甲 つくば市

つくば市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区

世田谷区長

大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と十日町市（以下「乙」という。）は、産業、教育、文化及び観光においてこれまで培われた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い交流を願い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が援助を必要とする場合における応援の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧作業等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話、FAX、電子メール等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食料、飲料水及び生活必需品の品名及び数量
- （5）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- （6）必要とする職種別人員
- （7）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応じ、救援等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、被災自治体から応援の要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第5条 被災自治体に派遣された応援自治体の職員（以下「派遣職員」という。）が救援若しくは救援活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費の負担者)

第6条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、被災自治体が負担するものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負担するものとする。

(平常時における活動等)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において相互の地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月15日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

世田谷区

世田谷区長

乙 新潟県十日町市千歳町三丁目 3 番地

十日町市

十日町市長

〔資料協定第12〕

大規模災害時における相互応援に関する協定

高崎市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震等による大規模災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請の理由
- （2）応援の場所及び経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- （5）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- （6）必要とする職種別人員
- （7）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援に要する経費等の負担者)

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償に係る手続)

第6条 応援に従事する職員の災害補償に係る手続は、応援自治体において処理するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月3日

群馬県高崎市高松町35番地1

甲 高崎市
高崎市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区
世田谷区長

災害時における相互応援協定書

三鷹市(以下「甲」という。)と世田谷区(以下「乙」という。)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第 2 条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、甲乙間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第 3 条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第 4 条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(災害補償等)

第 5 条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が第三者に損害を与えた場合の賠償は、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては、応援自治体が、それぞれ負担するものとする。

(緊急応援)

第6条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成26年3月25日

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

甲 三鷹市
三鷹市長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

乙 世田谷区
世田谷区長

〔資料協定第 14〕

大規模災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 12 号及び第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第 2 条第 1 号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第 3 条 大規模な災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請の理由
- （2）応援の場所及び経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- （5）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- （6）必要とする職種別人員
- （7）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第 4 条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第 5 条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するために派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。

3 派遣職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援に従事している間に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月26日

栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市
小山市長

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長

大規模災害時における相互応援に関する協定書

東京都世田谷区（以下「甲」という。）と長野県松本市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 1 2 号及び第 67 条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第 2 条第 1 号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第 3 条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請の理由
- （2）応援の場所及び経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- （5）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- （6）必要とする職種別人員
- （7）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第 4 条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第 5 条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。

3 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては、応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月29日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区

世田谷区長

長野県松本市丸の内3番7号
松本市

松本市長

〔資料協定第 16〕

災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京 23 区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2）二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3）仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破碎選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4）広域処理 東京 23 区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京 23 区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第 3 条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後 1 週間を目途に本部長の招集により設置する。
 - （1）東京 23 区内の 1 か所以上で震度 6 弱以上が観測された場合
 - （2）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第 4 条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

(対策本部の設置)

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

(対策本部の役割)

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

(費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本 健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中 良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎 孝明

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

震災時交通遮断ゲートに関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷警察署、北沢警察署及び玉川警察署（以下「乙」という。）との間で、交通遮断ゲート（以下「ゲート」という。）の設置及び管理等について協定し、震災時の交通規制を的確に行うことを目的とする。

(設置)

第 2 条 甲は、広域的災害発生時における交通規制に資するとともに、道路の防護柵として使用するため、乙の協力のもとにゲートを設置する。

(設置箇所及び仕様)

第 3 条 ゲートの設置箇所及び仕様については、甲乙の協議により別に定める。

(維持管理)

第 4 条 甲は、設置したゲートの維持管理に努める。

(鍵の保管)

第 5 条 ゲートの鍵は、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(災害時の対応)

第 6 条 広域的災害発生に際しては、ゲートの開閉は乙が行い、甲はそれに協力する。

(定めのない事項の処理)

第 7 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

平成 8 年 7 月 1 日

甲 世田谷区
代表者 世田谷 区 長

乙 世田谷警察署長
北沢警察署長
玉川警察署長

一般国道 246 号二子玉川ランプの使用に関する覚書

建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所（以下「甲」という。）と、世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時において甲が管理する東京都世田谷区玉川三丁目 14 番先の二子玉川ランプ（以下「二子玉川ランプ」という。）を乙が災害対策の一環として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（適用範囲）

第 1 条 この覚書の適用の範囲は、別添図の朱塗りの部分とする。

（使用の条件）

第 2 条 甲は、二子玉川ランプを歩行者及び自転車の通行の用に供するほか、車両については災害時において乙又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく世田谷区災害対策本部が指定した車両（以下「緊急車両」という。）が通行する場合に限り、二子玉川ランプの使用を認めるものとする。

（使用手続）

第 3 条 乙は、二子玉川ランプを使用しようとするときは、甲に対し書面により使用の申請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により申請を行い、後日書面を提出することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合において、前条に定める使用の条件に適合すると認めるときは、二子玉川ランプの使用を許可するものとする。

3 甲は、二子玉川ランプの使用を許可したときは、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により許可を行い、後日書面により通知することができる。

4 乙が二子玉川ランプを使用する場合において、地元町会・自治会・商店会及び関係機関等への説明、手続等が必要なときは、乙が行うものとする。

5 甲の設置したネットフェンス及び車両進入防止用ガードレールは、緊急災害時においてのみ乙の責任において撤去するものとする。

6 甲の設置した門扉は、平常時においては施錠し、緊急災害時においてのみ乙の責任において解錠するものとする。なお、使用する鍵は、甲、乙それぞれ 1 個ずつ保管するものとする。

7 乙は、二子玉川ランプを使用するときは、前条に規定する緊急車両以外の車両が通行しないよう必要な措置を施すとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するものとする。

（事故等の対応）

第 4 条 乙の使用に起因して事故等が発生した場合、遅滞なく甲に報告するとともに甲、乙協議して対応するものとする。

（使用の完了）

第 5 条 乙は、その使用が終了した場合は、原則として原形復旧を行い、甲に立会いを求

め、甲、乙立会いのもとにその使用の完了を確認するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により使用の完了が確認された場合は、甲に対して完了届を提出するものとする。

(維持管理)

第6条 二子玉川ランプの維持管理は甲が行う。

- 2 乙は、二子玉川ランプ及びその周辺地区における放置自転車等の解消にむけ、地元町会、自治会、商店会及び関係機関等と協力して広報及び指導に努めるものとする。

- 3 乙は、放置自転車等に対する撤去及び移動等の措置に努めるものとし、甲も可能な範囲で協力するものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年3月23日

甲 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷二丁目3番3号
建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所
代表者 川崎国道工事事務所長

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長

※中央省庁再編により「建設省関東地方建設局川崎国道工事事務所」は「国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所」に変更

[資料協定第 19]

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都下水道局南部下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」並びに「世田谷区地域防災計画」及び「世田谷区国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔（以下「受入れ人孔」という。）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、災害時に避難所から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第 2 条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する下水道施設を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（役割分担）

第 3 条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（1）乙は、甲が実施する下水道管路へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

（2）甲は、前項の実地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

（3）甲は、独自にし尿の搬入訓練を行う場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

（1）甲は、災害時において、下水道施設へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

（2）甲は、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。

（3）甲は、し尿受入れ人孔の下水道管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

（4）乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その下水道管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第 4 条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第 5 条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 甲は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、乙の立会いの下確認する。ただし、乙の立会いが困難な場合、甲は、書面をもって清掃状況の報告をするものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この覚書の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この覚書を改定することができる。

(協議)

第7条 この覚書に疑義が生じた場合、この覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの覚書を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成20年10月31日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

大田区雪谷大塚町13番26号

乙 東京都下水道局南部下水道事務所

代表者 南部下水道事務所長

災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書

東京都下水道局を甲とし、世田谷区を乙とし、甲乙間において、災害時及び防災訓練時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が作成した「マンホール用仮設トイレ設置人孔マップ」の下水道マンホールを利用して、乙が災害時及び防災訓練時にトイレとして設置する下水道マンホール用仮設トイレに関する事項について定めることを目的とする。

(下水道マンホールを利用する場合の連絡)

第2条 乙は、甲が指定した下水道マンホールを利用する場合、原則として、事前に甲に連絡するものとする。事前の連絡ができなかった場合は、事後速やかに甲へ連絡を行う。

(役割分担)

第3条 下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う甲乙の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置に伴う道路使用許可等の取得及び安全管理を行う。
- (2) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレの設置及び撤去に伴う下水道マンホール蓋開閉の作業を行う。
- (3) 乙は、下水道マンホール用仮設トイレ及び下水道マンホール蓋開閉工具を必要数購入し、適正な保管管理を行う。
- (4) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用について、トイレとしての目的以外の使用を禁止し、トイレとしての適正な管理を行う。
- (5) 乙は、第2条の下水道マンホールを使用した場合は、設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃を実施する。
- (6) 乙は、第2条の下水道マンホールの使用により管渠の閉塞、施設の損傷等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに甲に連絡する。
- (7) 甲は、乙から前号による連絡を受けたときは、その機能回復処置を行う。
- (8) 乙は、乙の責に帰すべき事由により前号の機能回復処置が行われた場合は、その費用を負担する。

(確認)

第4条 甲は、下水道マンホール用仮設トイレの撤去時に安全確保の状況並びに設置箇所付近及び下水道マンホール内の清掃状況について乙の立会のもと確認する。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙の協議により定める。

甲と乙とは、この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年7月7日

東京都大田区雪谷大塚町13番26号
甲 東京都下水道局南部管理事務所
代表者 南部管理事務所長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
乙 世田谷区
代表者 世田谷区長

※組織改正により「東京都下水道局南部管理事務所」は「東京都下水道局南部下水道事務所」に変更

災害時における遺体安置所に関する協定

世田谷区を甲とし、警視庁世田谷警察署を乙として、甲乙間において、災害時における遺体安置所に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に甲が開設する遺体安置所（以下「遺体安置所」という。）に関して、甲と乙との間において必要な事項について定めることを目的とする。

(遺体安置所の設置)

第2条 遺体安置所の設置は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 遺体の収容
- (2) 遺体の検視及び検案
- (3) 遺体の安置
- (4) 遺体の遺族への引き渡し
- (5) 検案書及び火葬許可証の交付
- (6) 身元不明の遺体の確認調査

(遺体安置所の開設)

第3条 甲は、別表に規定する施設を必要に応じて使用して、遺体安置所を開設するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等に応じて、乙と協議の上、甲の管理する他の施設等を使用して、遺体安置所を開設することができるものとする。

(開設の連絡及び職員の派遣要請)

第4条 甲は、遺体安置所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに連絡するとともに、乙の職員の派遣を要請するものとする。

(職員の派遣)

第5条 乙は、前条に規定する要請に基づき、速やかに遺体安置所へ乙の職員を派遣し、検視その他の業務に従事させるものとする。

(要請方法)

第6条 第4条に規定する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 遺体安置所を開設した施設の名称及び所在地
- (2) 職員の派遣を要請する旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3月前までに甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年11月21日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目4番4号

乙 警視庁世田谷警察署
代表者 世田谷警察署長

別表（第3条関係）

施設の名称	所在地	管轄警察署
池尻地区会館	世田谷区池尻二丁目3番11号	世田谷警察署
世田谷地区会館	世田谷区世田谷二丁目25番10号	世田谷警察署
経堂南地区会館	世田谷区経堂五丁目21番6号	北沢警察署
上馬地区会館	世田谷区上馬四丁目3番20号	世田谷警察署
代田南地区会館	世田谷区代田一丁目21番11号	北沢警察署
桜上水南地区会館	世田谷区桜上水三丁目4番11号	成城警察署
九品仏地区会館	世田谷区奥沢七丁目34番3号	玉川警察署
尾山台地区会館	世田谷区等々力二丁目17番14号	玉川警察署
船橋地区会館	世田谷区船橋三丁目11番8号	北沢・成城警察署
喜多見東地区会館	世田谷区喜多見五丁目11番10号	成城警察署
上北沢地区会館	世田谷区上北沢二丁目1番3号	北沢・成城警察署
上祖師谷地区会館	世田谷区上祖師谷四丁目5番6号	成城警察署
北烏山地区会館	世田谷区北烏山九丁目25番26号	成城警察署

※同内容の協定書を、下記の相手方とも平成18年11月21日付で締結している。

- ・相手方 東京都世田谷区松原六丁目4番14号
警視庁北沢警察署
代表者 北沢警察署長

・相手方 東京都世田谷区中町二丁目9番22号
警視庁玉川警察署
代表者 玉川警察署長

・相手方 東京都世田谷区千歳台三丁目19番1号
警視庁成城警察署
代表者 成城警察署長

非常通信の運用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京消防庁世田谷消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に規定する非常通信をいう。）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下これらを「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において、甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し、持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分を確認することのできるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、

期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号

乙 東京消防庁世田谷消防署

代表者 世田谷消防署長

大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての 世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の利用に関する協定書

世田谷区を「甲」とし、警視庁世田谷警察署を「乙」とし、甲乙の間において、大震災発生時の世田谷警察署代替施設（以下「警察署代替施設」という。）として、東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の一部を利用することについて、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、乙が甲の所有する施設の一部を、警察署代替施設等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（警察署代替施設の開設）

第 2 条 甲は、乙が世田谷区立世田谷区民会館第 2 別館の一部に警察署代替施設を開設する必要がある際には、乙に協力するものとする。

2 甲が現施設を新築・改築等のため取り壊す場合、又は本施設を他の目的に使用することになった場合は、本協定は失効するものとする。

（使用許可）

第 3 条 乙が、前条第 1 項に基づき警察署代替施設を開設しようとする際には、世田谷区公有財産管理規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 5 号）に定める手続きにより甲から使用許可を得なければならない。

（警察署代替施設の管理）

第 4 条 警察署代替施設として使用中の建物の管理は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の一か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 6 条 この協定書に定めがない事項の取り扱いについては、必要の都度、甲乙協議の上、決定していくものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれ捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 24 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目 4 番 4 号

乙 代表者 警視庁世田谷警察署長

※「世田谷区立世田谷区民会館第2別館」は「世田谷区立スカイキャロット展望ロビー」に変更（平成29年10月1日付）

※第3条 「世田谷区公有財産管理規則（昭和39年3月 世田谷区規則第5号）」は「世田谷区公有財産管理規則（平成27年3月 世田谷区規則第34号）」に変更（平成29年10月1日付）

世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷消防署（以下「乙」という。）、玉川消防署（以下「丙」という。）及び成城消防署（以下「丁」という。）とは、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な者（以下「災害時要援護者」という。）に関する個人情報に記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙、丙及び丁が災害時要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応（以下「緊急対応」という。）を行うため、乙、丙及び丁の管内ごとに名簿を作成し、年1回、乙、丙及び丁に対し、当該管内の名簿を提供する。

第2条 乙、丙及び丁は、緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとする。

第3条 名簿に記載する情報は、住所、氏名、生年月日及び性別とし、対象者は、次のとおりとする。

(1) 75歳以上の者のうち、次のイ又はロに該当する者

イ 一人暮らしの者

ロ イに掲げるもののほか、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、要介護状態区分について要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害程度等級1級又は2級で、次の種別の者

イ 視覚

ロ 四肢

ハ 体幹

ニ 半身

ホ 両下肢

ヘ 片下肢

ト 移動

チ 聴覚

(4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が1度又は2度の者

(5) 前各号に掲げる者のうち、甲乙丙丁が協議して定めた者

第4条 乙、丙及び丁は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、東京消防庁個人情報取扱事務要綱（平成17年4月17日付16総総第1478号総務部長依命通達）等に基づき、適正に管理しなければならない。

第5条 乙、丙及び丁は、紛失、破損、漏えいその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

第6条 乙、丙及び丁は、甲から要請があったときは、速やかに名簿を返却するものとする。

第7条 この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例及び世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の趣旨に則り、甲乙丙丁が協議した上で定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙、丁、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成21年12月18日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区長

乙 世田谷区三軒茶屋二丁目33番21号
東京消防庁世田谷消防署長

丙 世田谷区中町三丁目1番19号
東京消防庁玉川消防署長

丁 世田谷区成城一丁目21番14号
東京消防庁成城消防署長

※ 「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に読み替える。

〔資料協定第 25〕

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）及び世田谷区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1） 世田谷区内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると甲若しくは乙が判断したとき。
- （2） 世田谷区災害対策本部が設置されたとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、甲又は乙が情報交換を行うことが必要と判断したとき。

（情報交換の内容）

第 3 条 情報交換において交換する情報は、次に掲げるものとする。

- （1） 一般被害（住民の安否、住宅の破損等をいう。）の状況に関すること。
- （2） 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防設備、都市設備等をいう。）の被害の状況に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と判断した情報。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条各号のいずれかに該当し、乙が甲に情報連絡員の派遣を要請し、又は甲が情報連絡員を派遣する必要があると判断した場合は、甲が乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に担当部署及び担当者を明確にし、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を行うものとする。

（平素の協力）

第 5 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に係る訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了の 1 箇月前までに、甲又は乙が異議を申し出ない限り、この協定の有効期間を更に 1 年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を所有する。

平成24年6月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長

乙) 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区長

災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区商店街連合会（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においても区民が安心し、安定した生活を送ることができるようにするため、応急食料及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給及び運搬等（以下「優先供給」という。）の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において甲が行う物資の調達及び被災者（被災した区民又は帰宅困難者をいう。）の支援に係る乙の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策の充実に資することを目的とする。

（応急物資の要請）

第 2 条 甲は、災害時において緊急に物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急物資の優先供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給を行うものとする。

2 乙に属する商店街の加盟店は、相互に協力し合い、可能な範囲において、被災者を救援するための活動を行うものとする。

3 乙に属する商店街は、甲の要請により可能な範囲において、その所有する放送設備等を活用して災害情報等の提供を行うものとする。

（周知）

第 4 条 甲は、乙に属する商店街及びその加盟店が前条の規定により協力する旨を区民に周知するよう努めるものとする。

（応急物資の受領）

第 5 条 甲は、応急物資の供給場所を指定し、当該供給場所において品目、数量等を確認の上、応急物資を受け取るものとする。

（報告）

第 6 条 乙は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給を行ったときは、供給した応急物資の品目、数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲は、第 3 条第 1 項の規定により応急物資の優先供給を受けたときは、当該応急物資の優先供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。

（1） 応急物資の価格（当該災害時の直前の価格とする。）

（2） 応急物資の運搬に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）

（請求及び支払）

第 8 条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき応急物資の優先供給に従事した者が、当該応急物資の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は障害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害応急対策に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方に連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定及び第11条の実施細目に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

なお、この協定の成立をもって、平成17年12月14日に甲乙間で締結した「災害時における応急物資の優先の供給に関する協定」は、失効する。

平成25年2月28日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長

乙 世田谷区太子堂二丁目16番7号
世田谷区商店街連合会
代表者 会長

〔資料協定第 27〕

災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区商店街連合会（以下「乙」という。）が締結した災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

（応急物資の内容）

第 1 条 協定に規定する応急物資は、次の物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（協力の内容）

第 2 条 協定第 3 条第 1 項の規定により乙が行う協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）乙に属する商店街又は商店街の加盟店（以下「会員店」という。）が所有する応急物資を確保し、甲が指定する供給場所へ搬送すること。

- （2）その他甲が要請すること。

2 協定第 3 条第 2 項の規定により会員店が行う協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）会員店が所有又は管理する駐車場等のスペースを、被災者の一時避難所として開放し、炊き出し、テント設営等、被災者が当該スペースにおいて行う活動に協力すること。
- （2）被災者に対し、水道、トイレその他の被災者の生活を支援するための設備を提供すること。
- （3）会員店、その事務所等において、テレビ、ラジオ、インターネット等で知り得た被害概況を被災者に提供すること。
- （4）年 1 回以上随時更新する別紙「会員店・地域連携表」に掲げる地域において行われる災害時のための訓練を通し、会員店と地域の連携を密にするとともに、災害時においても会員店と地域が連携すること。

3 協定第 3 条第 3 項の災害情報等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害状況に関すること。
- （2）避難の勧告、指示、誘導等に関すること。
- （3）食料及び物資の配給状況に関すること。
- （4）救援及び衛生に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、被災者が必要とする事項

4 協定第 3 条第 3 項の「放送設備等」とは、放送設備、紙媒体及びこれらに類する機能を有するものをいう。

（連絡責任者）

第 3 条 協定第 10 条に規定する甲及び乙の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲の連絡責任者 危機管理室災害対策課長

乙の連絡責任者 世田谷区商店街連合会事務局専務理事又は事務局長

（ボランティアの派遣要請）

第 4 条 乙は、第 2 条第 2 項第 1 号の規定により被災者が行う活動に協力するため必要があると認めるときは、甲に対しボランティアの派遣を要請することができるものとする。

（有効期間）

第 5 条 この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力

を失うものとする。

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年2月28日

別表（第1条関係）

災害時の主な必要物品

災害発生直後に必要な物資 (おおむね災害発災から3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、 粉ミルク、缶詰（イージーオープン）	食料品 左欄に掲げるもののほか、精米、レトルト食品、 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、 お茶
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、 乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て 食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、 ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬 季）	生活必需品 左欄に掲げるもののほか、タオル、肌着、履物、 作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセ ットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパ ー、常備薬、救急セット、防水シート

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長

乙 東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号
世田谷区商店街連合会
代表者 会長

災害時における米穀供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策上必要な米穀の供給及び運搬等（以下「優先供給」という。）に関する乙の協力について、次のとおり協力協定を締結し、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から適用する。

（優先供給の要請）

第 1 条 甲は、災害時において緊急に米穀を調達する必要を生じたときは、乙に対して米穀の優先供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は文書等により行う。ただし、これにより難いときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出する。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、米穀を優先供給するものとする。

（米穀の受領）

第 3 条 甲は、米穀の供給場所を指定し、当該供給場所において数量を確認の上、米穀を受け取る。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請に基づき米穀の優先供給を行ったときは、供給した数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告する。

（費用負担）

第 5 条 甲は、第 2 条の規定により米穀の優先供給を受けたときは、当該米穀の優先供給に要した費用を負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 米穀の価格

(2) 米穀の運搬に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）

（請求及び支払）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用の額を、甲の指定する様式により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払う。

（災害補償）

第 7 条 甲は、甲の要請に基づき米穀の優先供給に従事した者が、当該米穀の優先供給に従事したことにより死亡し、負傷し、又は傷害を有することとなったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(看板掲出)

第8条 甲は、組合員の承諾を得て組合員の店舗に「世田谷区災害時食料協力店」の看板を掲出することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙の双方が書面による申出をしないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈について疑義を生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲と乙は、上記のとおり協力協定を締結したことを証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。なお、平成30年(2018年)4月1日をもって、昭和54年(1979年)6月4日に締結した「災害時における米穀供給に関する協力協定」は失効する。

平成30年 1月11日

世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 区長 保坂展人

世田谷区砧六丁目30番1号
乙 東京都米穀小売商業組合世田谷支部
代表者 支部長 野原敏男

〔資料協定第 29〕

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、世田谷区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）に基づき世田谷区立こどものひろば公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第 2 条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第 3 条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第 4 条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲は、第 3 条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第 6 条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第 7 条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第 8 条 この協定は、昭和 58 年 8 月 10 日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和 58 年 8 月 10 日

東京都知事

世田谷区長

※ 同文の協定を、このほか区内3ヶ所の給水施設についても締結している。
給水施設名、協定締結日、協定適用期日（協定締結日と同日）は下記のとおり。

- ・ 区立葭根公園内給水施設
昭和63年7月29日
- ・ 都立祖師谷公園内給水施設
平成9年8月1日
- ・ 区立中町二丁目公園内給水施設
平成12年4月1日

災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における世田谷区内の公衆浴場の井戸、貯水槽又は浴場の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有し、又は管理する井戸、貯水槽又は浴場の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における区民への給水支援及び被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）への入浴支援を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

（1）組合員が所有し、又は管理する井戸又は貯水槽において、区民に対して給水を行うこと。

（2）組合員が所有し、又は管理する浴場において、被災者への入浴支援を行うこと。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 第1項の要請は、乙の支部長（以下「支部長」という。）に対して行うものとする。ただし、支部長に事故あるとき又は支部長が不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、組合員に対し、当該要請に協力させるものとする。

2 前項により組合員が入浴支援を行う場合、被災者から徴収する対価は、災害発生直前における公衆浴場利用料金の額とする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成21年12月11日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議等）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

なお、平成8年12月19日に甲乙間で締結した「災害時における井戸及び浴場の使用に関する協力協定」については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月11日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区三宿一丁目30番2号

乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部

代表者 支部長

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、ライフラインが絶たれたとき（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力（以下「提供協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における、甲に対する乙の提供協力について定めることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し、提供協力を要請することができる。

2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、世田谷区災害対策本部が行う。

2 甲は、要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請することができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、可能な限り速やかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所及び日時等を明示した文書により甲に連絡する。ただし、緊急の場合で文書により連絡することができないときは、口頭等で連絡し、事後速やかに文書により連絡するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（1） ミネラルウォーター

（2） その他の飲料

（運搬及び引渡）

第 5 条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、内容を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第 6 条 乙は提供協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告するとともに、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

（1） 提供した飲料の品目及び数量

（2） 提供した期間

（3） 提供した場所

（4） その他必要な事項

（費用負担）

第 7 条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用に

については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、前条の規定による文書提出後、甲の承諾を得て、前項で決定した費用の額を甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、添付別紙「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第10条 第7条第1項及び第2項に定めるもののほか提供協力に関し乙に損失が生じたときは、その負担割合等については甲乙が協議して定める。

2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年11月25日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表者 代表取締役社長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成20年11月25日付で締結している。会社名は株式会社ジャパンビバレッジ東京に変更となっている。

・相手方 東京都文京区春日1-4-10 4階
株式会社 ジャパンビバレッジ
執行役員 営業副本部長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年2月29日付で締結している。会社名はコカ・コーライーストジャパン株式会社に変更となっている。

・相手方 東京都港区芝浦二丁目15番6号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

災害時における燃料等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合世田谷支部（以下「乙」という。）とは、区内で災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における燃料等の供給に関して、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、緊急車両、発電機等の燃料等（ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料、燃料容器等をいう。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要があるときは、乙に対しその供給に関する協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、原則として甲の財務部長が乙の支部長に対して電話又はファクシミリにより行うものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り燃料の供給に協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶していると認めた場合は、甲の要請の到達を待たずに、燃料の供給に協力するものとする。

（供給の方法）

第 4 条 前条の規定による燃料等の供給は、乙の構成員が経営する給油所において行うものとする。ただし、甲からの要請があり、かつ、可能であるときは、甲の指定する場所へ輸送して行うものとする。

（費用負担）

第 5 条 前 2 条の規定による燃料等の供給に要した費用（以下「燃料代」という。）は、甲が予算の定めるところにより負担するものとする。

2 前項の費用のうち、燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として甲乙の協議により定めるものとする。

（支払い）

第 6 条 甲は、乙の請求に基づき、その内容を確認の上、燃料代を支払うものとする。

（公務災害補償）

第 7 条 第 4 条に規定する業務中に乙の支部員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（連絡）

第 8 条 乙は、この協定に基づき甲に燃料等を供給することできる給油所の名称、所在地及び連

絡先、各給油所が取り扱う燃料の種別、燃料種別ごとの輸送可否等を、1年に1回甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 昭和56年6月19日に甲乙間で締結した災害時における石油製品供給に関する協力協定は、この協定の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年5月26日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区野毛三丁目21番11号

乙 東京都石油商業組合世田谷支部

代表者 支部長

災害時における燃料供給等の協力に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における燃料の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の応急対策活動に乙が協力するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に必要があると認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

- (1) 乙が保有する燃料の供給
- (2) 乙が保有する車両（以下「車両」という。）の供給
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める事項

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の供給）

第3条 燃料の品目、数量及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（燃料の供給に係る費用負担）

第4条 甲は、この協定により、乙が燃料供給等に要した次に掲げる費用を負担する。

- (1) 乙が提供した燃料の費用
- (2) その他甲が負担すべき費用

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。

（車両の供給）

第5条 車両の車種、数量、使用期間及び供給場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が車種、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（車両の供給に係る費用負担）

第6条 甲は、この協定により、乙が車両の供給等に要した次に掲げる費用を負担する。

- (1) 引き渡しに要する費用

(2) その他甲が負担すべき費用

(車両の損害に係る費用負担)

第7条 車両の損害に係る修理費用は甲の負担とする。

- 2 第三者の責めに帰すべき事由により車両に損害を生じた場合は、甲の責任において処理するものとする。
- 3 性能又は性能の欠陥により生ずる修繕に要する経費は乙の負担とする。

(交通事故に係る費用負担)

第8条 甲は、本件車両の運行に際して交通事故により第三者に損害を与えた場合には、その紛争の解決に要する一切の費用を負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第9条 甲は、乙の車両を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(自動車の返還)

第10条 甲は、使用期間が満了したときは、車両を乙に返還する。

- 2 返還時に要する原状回復等の費用は甲が負担する。

(請求及び支払い)

第11条 乙は、甲の要請に基づく燃料及び車両の供給に要した費用を、甲が指定する様式により、請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払う。

(災害補償)

第12条 甲は、第2条第1項の規定による要請に基づく業務に従事した乙の代表者又は従業員が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(連絡体制等)

第13条 甲及び乙は、第2条の規定による協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿を作成し、相互に通知するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第16条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和2年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都世田谷区玉川三丁目43番1号

乙 株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校

校長 大久保 和之

〔資料協定第34〕

災害時における燃料供給等の協力に関する実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校（以下「乙」という。）が締結した災害時における燃料供給の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき定める実施細目は、次のとおりとする。

（燃料の内容）

第1条 協定第3条に規定する主な燃料は、ガソリンとする。

（車両の内容）

第2条 協定第5条に規定する主な車両は、別表に掲げるものとする。

（車両の引渡し）

第3条 車両の引き渡しは、特別の事由がない限り別表に掲げる保管場所にて行うものとする。

（有効期間）

第4条 この細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失う。

別表（第2条関係）

主な車両

	車種	車名	数量	保管場所
1	乗用車	マツダ アクセラ	10	教習所コース内（東京都世田谷区玉川三丁目43番1号）
2	〃	ホンダ グレイス	10	〃
3	準中型車	いすゞ エルフ	2	〃
4	中型車	いすゞ フォワード	3	〃
5	バス（小）	日産 キャラバン	6	〃
6	バス（大）	日産 シビリアン	2	〃

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和2年7月29日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区玉川三丁目43番1号

乙 株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川校

校長 大久保和之

附 則

この実施細目は、令和2年7月29日から適用する。

災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定

世田谷区と世田谷石油燃料商業組合（以下「組合」という。）とは、灯油等燃料（以下「燃料」という。）の調達を必要とする災害が区内に発生した場合に区民の生活を確保するため、次のとおり協力協定を締結する。

記

（総則）

第1条 風水害・地震及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した時、ガス施設および電気施設が一時的に麻痺することが予想されます。

これらの時、世田谷区は80万区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的な施策とし、被災者の生活を維持するため、燃料の確保については区独自の備蓄を行うとともに区内燃料業者の積極的な協力を得ることにより対処してまいります。

（協力）

第2条 組合は、世田谷区内に災害が発生した時は、区民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、世田谷区長（以下「区長」という。）の要請に対して優先的に協力いたします。

（供与）

第3条 区長は、組合に対し組合員の店頭に掲示するための「世田谷区災害時燃料類協力店」の看板等必要資器材を供与します。

（要請手続）

第4条 区長は、災害が発生し燃料を調達する必要が生じた時、組合に要請します。

2 組合に対する区長の要請の手続きは、世田谷区環境部防災課が担当します。

ただし状況により世田谷区各部の部長から組合に対し協力を要請するものとします。

3 要請に当たっては、品名・数量及び納入場所について指示します。

（業務）

第5条 区長の要請により指定場所に到着した組合員は、区職員の指揮者の指示に従って燃料を納入します。

2 指定場所に区職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い燃料を納入するものとします。

この場合において組合員は燃料納入後納入概要を区長に報告するものとします。

（支払い）

第6条 組合は、燃料納入後、区長に対し協定単価に従い燃料代金及び所要経費を請求します。

2 区長は、組合より請求された燃料代金等を速やかに支払うものとします。

（連絡）

第7条 組合の長は、区長の要請により災害時に協力できる人数・燃料の平均貯蔵量等の状況を毎年9月と3月に区長へ連絡します。

(協定単価)

第8条 燃料の取引価格は、災害発生直前における小売価格といたします。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項は世田谷区と組合との両者が協議して定めます。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和54年6月5日から効力を有するものとします。

この協力協定成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

昭和54年6月4日

世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区下馬1丁目34番7号

世田谷燃料組合睦会

代表者

世田谷区成城6丁目6番2号

成城燃料組合

代表者

世田谷区用賀4丁目15番4号

玉川燃料睦会

代表者

世田谷区代沢4丁目5番3号

世田谷灯油販売協同組合

代表者

立会人

世田谷区防災地域活動推進協議会

代表者 会長

※第4条2 組織改正により「環境部防災課」は「危機管理部災害対策課」に変更

災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内に風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がプロパンガスの供給を乙から受けることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 世田谷区内に災害が発生し、都市ガス等の供給が停止し、かつ、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は、乙に対しプロパンガスの供給を要請することができる。

2 前項の要請は、プロパンガスを供給する日時、場所その他必要な事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、プロパンガスの供給に協力するものとする。

（業務）

第4条 乙は、前条の規定による協力を行う場合において、プロパンガスの供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に基づき、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に基づき、プロパンガスを納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガスの納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガスを設置するものとする。

3 乙は第1項の規定によるプロパンガスの納入に際して、安全性を確保するためにその運搬及び仕様について、指定場所で当該プロパンガスを扱う者に対して十分な説明をするものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、プロパンガスの納入後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いプロパンガスの代金及び所要経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る代金を速やかに支払うものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により災害時に供給することができるプロパンガスの数量その他必要な事項を毎年甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づくプロパンガスの取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年4月8日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(その他)

第10条 平成8年12月19日に甲乙間で締結した「災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定」は、廃止する。

この協定成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成22年4月8日

世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

世田谷区喜多見七丁目5番2号
乙 社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部
代表者 支部長

〔資料協定第37〕

災害時における自転車等の供給に関する協力協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会（以下「乙」という。）は、災害時における自転車等の供給に関し、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が調査、運搬等の応急活動に必要な自転車等の供給及び修理を受けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害が発生し応急活動をする場合において乙に対し必要な自転車等の供給及び修理を要請することができる。

2 前項の要請は、自転車等の供給場所、数量その他甲が必要とする事項を指定することにより行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（経費の支払）

第3条 乙は、供給業務終了後、甲に対し自転車等の供給及び修理に要した費用を一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（供与）

第4条 甲は、この協定に協力する乙の各店舗に掲示するための「世田谷区災害時自転車供給の協力店」のシールを供与する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成14年2月8日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日（以下「当初有効期間満了日」という。）の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は当初有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成14年2月8日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区北沢3丁目21番2号

乙 東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会

会 長

〔資料協定第38〕

災害時における介護用品等の供給に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）とフランスベッドメディカルサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等における介護用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害（以下「災害」という。）が発生し、被災住民の避難が必要になった場合に、甲が避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し必要な事項を定め、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する場合において、乙に対し必要な介護用品等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（供給物品等）

第3条 前条第1項の規定により甲が供給を要請する介護用品等は、福祉用具及び在宅医療機器等避難所等で高齢者及び障害者等の生活を最低限維持することに必要な物品で、この協定に基づき別に定める細目に掲げるものとする。

2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により乙がレンタルによる供給を行えない場合は、甲乙協議の上、甲は乙から新品の介護用品等を購入することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、介護用品等のレンタル料その他乙が介護用品等の供給に要した経費を負担するものとし、介護用品等のレンタル料については当該災害の発生直前の乙のカタログ表示価格とする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（細目）

第6条 第3条第1項に規定する細目は、世田谷区地域防災計画における避難計画の修正に伴い更新するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成11年8月30日から平成12年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がな

いときは、更に1年間有効期間は延長されるものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議によりこの協定を改定することができる。

(この協定に定めのない事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成11年8月30日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都新宿区百人町一丁目25番1号

乙 フランスベットメディカルサービス株式会社

代表取締役

※フランスベットメディカルサービス株式会社はフランスベット株式会社に名称変更している。

〔資料協定第 39〕

災害時等における食料品等の提供に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と大塚食品株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が行う食料品及び飲料水等(以下「食料品等」という。)の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

(提供の要請)

第 2 条 甲は、災害時等において食料品等の調達が必要となったときは、乙に対し、食料品等の提供(その搬送を含む)を要請することができるものとする。

(要請手続)

第 3 条 甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書によりするものとし、これにより難しいときは、口頭等により要請することができるものとする。

2 甲は、口頭等による要請をしたときは、後日、要請に係る文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供が可能な場合にはその食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難しいときは、口頭等により回答することができるものとする。

4 乙は、口頭等により回答をしたときは、後日、回答に係る文書を甲に送付するものとする。

(免責)

第 4 条 乙は、前条第 3 項の規定により甲に提供可能な旨を回答した場合において、交通渋滞その他の乙の責に帰さない事情により提供ができなかったときは、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(食料品等の搬送)

第 5 条 搬送場所への食料品等の搬送は、乙が行うものとする。

(報告)

第 6 条 乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 7 条 この協定に基づき乙が甲に提供した食料品等の費用(その搬送に係る費用を除く。以下「提供費用」という。)は甲が負担し、食料品等の搬送に係る費用は乙が負担するも

のとする。

2 提供費用の額は、食料品等の提供を要請した日における当該食料品等の希望小売価格に基づき算定するものとする。

3 提供費用のほか、食料品等の提供に関連して乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

(費用の支払い)

第 8 条 乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。

2 甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 9 条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

(1) 甲 危機管理室災害対策課長

(2) 乙 東京支店長がこの協定に係る対応を委任する東京支店内の管理職

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれから異議の申し出がない限り、この契約は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第 11 条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 24 年 3 月 27 日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都千代田区神田司町二丁目 11 番 1 号 4F

乙 大塚食品株式会社

東京支店 支店長

※ 同内容の協定書を、下記の相手方とも平成24年3月27日付で締結している。

- ・相手方 東京都千代田区神田司町二丁目9番
大塚製薬株式会社
東京支店 支店長

〔資料協定第 40〕

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム等（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 前3項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条第1項、第2項又は第3項の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、できる限り速やかに協力するものとする。

（間仕切り等の供給）

第4条 乙は、甲が第2条第1項又は第2項の規定による要請をしたときは、間仕切り等を供給するものとする。

（間仕切り等の引渡し）

第5条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

(間仕切り等の経費等)

第6条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1箇月前までに、甲、乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、当該満了日の翌日から更に1年間有効期間を延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年7月26日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長

東京都世田谷区松原五丁目2番4号

乙 特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクト・ネットワーク

代表者 代表理事

災害時における輸送業務等の協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村内で災害が発生し、物資等の供給応援を実施する必要が生じた場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策及び予防上必要な物資等の緊急輸送業務（以下「輸送業務」という。）等に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が災害時に行う輸送業務等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

- （1）輸送業務及び輸送業務における物資等の管理
- （2）乙が把握している道路状況、倒壊建物等に関する情報の甲の災害対策本部への提供
- （3）帰宅困難者等に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第 3 条 前条第 1 項の規定による要請は、理由、内容その他の必要事項を明らかにした書面をもって行うものとし、その手続は、甲の財務部長が担当する。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた輸送業務等を行ったときは、甲に対し、口頭又は電話等により次に掲げる事項を報告し、後日、別に定める様式の文書を提出する。

- （1）実施日
- （2）実施内容
- （3）使用した車両、施設、資機材等
- （4）この協定に基づく協力に要した経費
- （5）その他の必要な事項

(費用負担)

第5条 甲は、この協定に基づいて乙が行った輸送業務等に係る費用を負担する。

(費用の決定)

第6条 前条の費用は、法令等に定めがあるものを除くほか、乙の施設及び資機材の使用料に関しては時価相場相当、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当、輸送料に関しては実勢相場相当又は国土交通省届出料金を基準として算出するものし、その詳細は甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、第5条の費用を集計し、甲に請求する。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定による費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとし、支払方法等は別途甲及び乙が協議して決定するものとする。

(防災活動への協力)

第9条 甲及び乙は、平常時における防災活動の推進に対し、次に掲げる事項等について、可能な範囲内で相互に協力するよう努めるものとする。

- (1) 防災啓発事業
- (2) 防災訓練等への参加
- (3) 輸送業務等についての甲への助言
- (4) その他の防災活動

(協定実施の円滑化)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行なわれるよう、次に定めるところより相互の連携を図るものとする。

- (1) 甲及び乙は、前条に規定する防災訓練等に乙の参加を要請することができる。この場合において、甲及び乙は、可能な範囲内で当該防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議するよう努めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙の従業員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例（昭和4

1年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示をしない限り、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙がこの協定の解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議してこの協定を解除することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年11月2日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都大田区羽田旭町11番1号
乙 ヤマト運輸株式会社
代表者 南東京主管支店長

〔資料協定第 42〕

災害時の協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び宍戸コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の協力態勢に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内において災害が発生した場合における甲が行う応急対策活動又は平常時における甲及び乙の協力態勢について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 乙は、甲から要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力の内容）

第 3 条 この協定による乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）乙が備蓄する飲料水等を被災者及び帰宅困難者に提供すること。ただし、乙の使用の支障をきたさない範囲とする。
- （2）前号に掲げるもののほか、被災者又は帰宅困難者の支援に資することであって、過分の費用を要せず、実行が可能であること。ただし、発生した費用は甲の負担とする。

（要請の方法）

第 4 条 甲は、前条に規定する協力の内容の要請を乙に対し電話等により行い、その後速やかに書面を送付することにより行うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、第 3 条に規定する協力の内容を実施したときは、甲に対し、その内容を電話等により報告し、その後速やかに書面により報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 第 3 条に規定する協力の内容の実施に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（協力期間）

第 7 条 第 2 条に規定する協力を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲及び乙が協議して当該期間を延長することができる。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づく協力の実施に従事した乙の従業員その他これに準ず

る者に対する損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月19日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都世田谷区給田三丁目2番15号
乙 宍戸コンクリート工業株式会社
代表者 代表取締役 会長 宍戸啓昭

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第 1 条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第 2 条 前条第 1 項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第 3 条 乙は、第 1 条第 1 項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第 4 条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第 5 条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲の確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第 6 条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第 7 条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲

世田谷区

代表者 区長

乙

※本協定書を下記の相手方と平成 2 8 年 3 月 2 8 日付で締結している。

- ・相手方 世田谷区千歳台四丁目 1 3 番 6 号
アルフレッサ株式会社支店長
- ・相手方 世田谷区代沢三丁目 1 5 番 1 号
株式会社スズケン支店長
- ・相手方 世田谷区弦巻一丁目 1 番 1 2 号
株式会社バイタルネット支店長
- ・相手方 世田谷区若林三丁目 3 5 番 1 3 号
株式会社マルタケ西部営業所所長
- ・相手方 川崎市高津区千年1200-1
株式会社メディセオ世田谷支店支店長
- ・相手方 世田谷区代沢五丁目 2 番 1 号
東邦薬品株式会社世田谷営業所所長

〔資料協定第 44〕

災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び佐藤商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時において甲が行う医薬品、衛生材料、医療器具等（以下「医薬品等」という。）の調達に乙が協力することに関し、次の条項により、協定を締結する。

（要請及び医薬品等の供給）

第 1 条 甲は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の調達について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り当該要請に係る医薬品等を甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第 2 条 前条第 1 項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（連絡）

第 3 条 乙は、第 1 条第 1 項の規定による要請があったときは、速やかに供給することができる医薬品等の品目及び数量を甲に連絡するものとする。

（搬送）

第 4 条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所は、甲が指定する。

3 乙は、必要に応じ、医薬品等の搬送について甲に協力を求めることができる。

（引渡し）

第 5 条 乙は、医薬品等を搬送したときは、その品目及び数量について甲に確認を受けた上で当該医薬品等を引き渡すものとする。

（代金及び搬送費用）

第 6 条 医薬品等の代金及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の代金は、災害発生時の直前の適正な市場価額により算出するものとする。

（代金の支払い）

第 7 条 甲は、乙から医薬品等の代金及びその搬送に要した費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成26年10月23日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲 世田谷区
代表者 区長

東京都世田谷区下馬五丁目28番5号
乙 佐藤商事株式会社
代表者 代表取締役

〔資料協定第 45〕

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、医師会を「乙」とし、甲乙間において災害時の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は、甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害医療救護計画に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の構成人員は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 医 師 5名
- (2) 看 護 師 3名
- (3) その他・補助事務 2名

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者に対する応急処置

- (1) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (2) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する医療
- (3) 助産援護
- (4) 死亡の確認

4 医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

5 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

(傷病者の搬送)

第4条 救護所から後方医療施設への傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第5条 医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における医療救護)

第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生した時は、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 合同訓練における医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用弁償等の請求・報告)

第10条 前項に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

(1) 医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿(様式2)及び医療救護診療記録(様式3)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第9条第3項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第13条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

なお、昭和51年9月30日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世 田 谷 区
代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目37番10号 4階

乙 社団法人世田谷区医師会

代表者 会 長

世田谷区中町二丁目25番18号

社団法人玉川医師会
代表者 会 長

※「社団法人世田谷区医師会」は「一般社団法人世田谷区医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、世田谷区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とするときは、甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害時医療救護計画に定める薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）は、薬剤師2名で構成する。

3 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導

(2) 医薬品等の仕分け及び管理等

4 薬剤師班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所及び医薬品ストックセンターとする。

5 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき調剤及び服薬指導並びに医薬品の仕分け及び管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、薬剤師班を編成し、現地の救護所及び医薬品ストックセンターに派遣するものとする。

(医薬品の備蓄及び輸送)

第4条 薬剤師班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 甲は、備蓄する医薬品等が不足し調達する必要がある場合には、乙に要請するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する救護所に医薬品を納入するものとする。

4 医薬品ストックセンターから救護所への輸送は、原則として甲が行うものとする。

(調剤費)

第5条 救護所における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。
(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・派遣に関する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 甲からの要請による医薬品等に係る代金

2 合同訓練における医療救護活動に前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

第8条 前条に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求するものとする。

- (1) 薬剤師班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告・薬剤師班班員名簿(様式2)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式3)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式4)に事故傷病者概要(様式5)を添えて報告するものとする。
- (4) 甲からの請求による医薬品に係る代金は、費用弁償等請求書に医薬品等納品報告書(様式6)を添えて請求するものとする。
- (5) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師に係る費用弁償については、前各号の規定を準用するものとする。

(費用弁償の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第7条第3項の規定により定められる額を速やかに乙に支払うものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもつて構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第11条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
なお、昭和54年11月5日に甲乙間で締結した災害時における応急薬品等供給に関する協力協定書については廃止する。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年12月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷区池尻三丁目13番1号 世田谷薬業
会館内

乙 世田谷区薬剤師会

代表者 会 長

〔資料協定第 47〕

災害時ボランティアドクター制度に関する覚書

社団法人玉川医師会を甲、世田谷区を乙、東京消防庁玉川消防署を丙とし、甲乙丙において次のとおり覚書を取り交わす。

(総則)

第 1 条 この覚書は、甲が行う災害時ボランティアドクター制度に対する乙丙の協力に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

(災害時ボランティアドクター制度)

第 2 条 災害時ボランティアドクター制度とは、震災等の災害時に、甲に属する医師が自発的に第 4 条の参集場所に参集し、傷病者等に対しトリアージ等の救護を実施する活動をいう。

2 丙及び丙に属する消防団並びに東京消防庁災害時支援ボランティア等は、前項の活動に従事する医師（以下「災害時ボランティアドクター」という。）と協力し、救護活動及び傷病者の医療機関等への搬送を行うものとする。

(災害時の医療救護活動についての協定との関係)

第 3 条 前条の災害時ボランティアドクター制度は、災害時において、世田谷区地域防災計画に基づき締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護活動を実施するまでの間の活動とする。

2 甲は、乙から医療救護班の派遣要請があった場合は、速やかに医療救護活動の体制に移行するものとする。

(参集場所)

第 4 条 災害時ボランティアドクターの参集場所は、乙の玉川総合支所が管轄する地域内の乙指定の一次指定避難所のうち第 1 順位の指定避難所及び玉川消防署並びに玉川消防署各出張所とする。

(活動場所の提供)

第 5 条 乙及び丙は、災害時ボランティアドクターが参集した場合は、救護活動場所の提供について積極的に協力するものとする。

(活動に対する相互協力)

第 6 条 甲乙丙は、被災住民に対する救護活動について相互に協力するものとする。

(協議)

第 7 条 前各条に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲乙丙は、本書を 3 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成13年10月1日

東京都世田谷区中町2丁目25番18号
甲 社団法人玉川医師会
代表者 会長

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
乙 世田谷区
代表者 区長

東京都世田谷区中町3丁目1番19号
丙 東京消防庁玉川消防署
代表者 署長

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

社団法人世田谷区

世田谷区を「甲」とし、

歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において

社団法人玉川

災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、原則として、毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害歯科医療救護計画に定める歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 歯科医師 | 1名 |
| (2) 歯科衛生士 | 1名 |
| (3) 歯科技工士 | 1名 |
| (4) その他の補助事務を行う者 | 若干名 |

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する歯科医療及び衛生指導

4 歯科医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

5 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

6 乙は、大震災等が発生した場合は、緊急連絡網に基づき、直ちに乙所属の病院及び歯科診療所の被害状況を調査し、甲に報告するものとする

(歯科医療救護班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

(傷病者の搬送)

第4条 救護所から後方医療施設への疾病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第5条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等

を使用するものとする

2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における歯科医療救護)

第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受け入れを要請するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに歯科医療救護活動を実施するものとする。

(身元確認班の名簿等の提出)

第9条 乙は、都及び警視庁の要請による検視、検案、身元確認作業に協力する為、甲が開設する遺体収容所ごとに身元確認班を配置するにあたって、第2条第1項に規定する災害歯科医療救護計画の提出の際に、身元確認班の名簿及び配置表を甲に提出するものとする。

2 乙は、年度途中において身元確認班の名簿又は配置表を変更するときは、速やかに変更後の名簿又は配置表を甲に提出するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 合同訓練における歯科医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用弁償等の請求・報告)

第11条 前条に規定する費用弁償等については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

(1) 科医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿(様式2)及び歯科医療救護診療記録(様式3)を添えて請求するものとする。

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病に係り、又は死亡した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告する

ものとする。

- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第10条第3項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

(世田谷区災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第14条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。なお、平成10年6月25日に甲乙間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年10月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目4番1号

乙 社団法人世田谷区歯科医師会

代表者 会長

世田谷区玉川三丁目21番2号

社団法人玉川歯科医師会

代表者 会長

※「社団法人世田谷区歯科医師会」は「公益社団法人世田谷区歯科医師会」に変更。(平成23年3月1日付)

※「社団法人玉川歯科医師会」は「公益社団法人玉川歯科医師会」に変更。(平成24年4月1日付)

〔資料協定第 49〕

災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定

世田谷区を甲とし、世田谷区鍼灸師会を乙とし、甲乙間において、災害時における応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合の甲の災害応急活動に係る避難所生活者に対するはり・きゅう施術又は被災住民に対する応急救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要がある場合は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請する。

- (1) 避難所生活者に対する鍼灸施術活動
- (2) 医師の指示のもとに行われる被災住民に対する応急救護活動
- (3) その他、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の前条に規定する要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(負担)

第5条 甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとし、鍼灸施術活動に使用する材料費等は、予算の範囲内で甲の負担とする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成15年5月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年5月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区等々力二丁目18番16号

乙 世田谷区鍼灸師会
代表者 会長

〔資料協定第 50〕

災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都柔道整復師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な地震その他の災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命、身体の安全を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において世田谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対して乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙の会員は、甲の要請があったときは、救護所等において世田谷区医師会又は玉川医師会の会長が指定した医師の指示に従って応急手当の業務（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する業務の範囲内に限るものとする。）に従事するものとする。

（要請）

第 3 条 前条の要請は、甲の職員のうち災害時の医療を担当する部長が行う。
2 前条の要請は、災害現場の状況に応じて必要な人員を示して行うものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条の応急手当に要した経費のうち、衛生材料等に係る実費は、甲が負担するものとする。

（物品の貸与）

第 5 条 前条第 1 項の衛生材料等のほか、甲は乙と協議して第 2 条の応急手当に必要となる物品を乙に貸与するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 第 2 条の要請に基づいて同条の応急手当の業務に従事した乙の会員に生じた損害については、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定により甲が補償するものとする。

（甲への通知）

第 7 条 乙は、毎年 3 月に、災害時において第 2 条の応急手当の業務に従事することができる人員及び連絡態勢を甲に通知するものとする。

（防災訓練への協力）

第 8 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年後の日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の 1 箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面によ

る申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議をするに際しては、必要に応じて世田谷区医師会及び玉川医師会の意見を聴取するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年10月23日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 区長

乙 世田谷区代田六丁目32番1号
公益社団法人
東京都柔道整復師会 世田谷支部
代表者 支部長

災害時の動物救護活動についての協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と、東京都獣医師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害時の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内に地震、台風その他の災害が発生した際、甲及び乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲乙の相互の協力内容は、次の事項とする。

- （1）被災した動物の保護管理及び応急手当に関すること。
- （2）被災した動物に関する情報提供に関すること。
- （3）用地、施設及び設備の提供その他必要な動物救護活動に関すること。

（協力の要請等の手続き）

第 3 条 甲及び乙は、動物救護活動を実施する必要がある場合には、内容等明らかにした上で要請するものとする。

2 乙は、緊急を要すると判断した場合、甲の要請の有無によらず動物救護活動を行うことができるものとする。

3 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合には、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護の活動場所）

第 4 条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び東京都獣医師会世田谷支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（協力の履行）

第 5 条 甲及び乙は、相互に要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行うものとする。

（連絡要請）

第 6 条 この協定に関する連絡調整については、甲の指定する者と乙が行うものとする。

（活動の停止）

第 7 条 甲及び乙は、動物救護活動が極めて困難と判断される場合等においては、協議の上乙の救護活動を停止することができるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（細目）

第 9 条 この協定に関する細目は、別途定めるものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協

議の上決定するものとする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月18日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区駒沢五丁目2番3号

乙 (社)東京都獣医師会世田谷支部

代表者 支 部 長

〔資料協定第52〕

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等の受入れの要請をすることができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、受入れを要請する妊産婦等の人数、状況その他の必要な事項を明示した書面を送付するものとする。ただし、当該書面により難しいときは、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに受入れの可否、受入れ可能人数、受入れ場所、受入れ可能期間その他の必要な事項を明示した書面により甲に回答するものとする。ただし、当該書面により難しいときは、口頭その他の方法により回答し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

（妊産婦等の搬送）

第4条 前条第2項の受入れ場所への妊産婦等の搬送は、甲が行うものとする。ただし、乙が行うことを妨げない。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った妊産婦等支援活動に対する協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 妊産婦等支援活動に対する協力により乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は、乙から前条第1項の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（物品の貸与）

第7条 乙は、妊産婦等支援活動に対する協力をするために必要となる物品の貸与を無償で甲から受けることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により物品の貸与を受けたときは、当該物品を常に良好な状態に保ち、妊産婦等支援活動に対する協力以外の目的に使用しないようにしなければならない

ない。

3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が協議して定め、別途契約を締結するものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、それぞれ次の各号に掲げる者を連絡責任者として置くものとする。

(1) 甲 危機管理室災害対策課長

(2) 乙 理事長が指定する者

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号

乙 独立行政法人国立成育医療研究センター

代表者 理事長 総長